

日本人工関節認定医制度 応募に関するQ & A

1. 制度について

Q1：この制度を取得するとどのようなメリットがありますか。

A1：日本人工関節学会認定医に認定証が発行され、日本人工関節学会ホームページに所属施設名、認定医師名が掲載されます。また日本人工関節学会海外研修助成制度に応募する資格を有することになります。

Q2：登録申請は股関節、膝関節だけで他の部位はないのでしょうか。

A2：現時点において、股関節および膝関節の手術症例のみ申請できます。

Q3：認定医申請はいつからできますか。またいつでも申請できますか。

A3：申請期間は日本人工関節学会のホームページ上に公表されます。申請は毎年一定期間に限定されます。

Q4：認定医は人工股関節認定医、人工膝関節認定医に分かれますか。同様に術式により認定医の区分がありますか。

A4：いいえ。どの術式における申請であっても日本人工関節学会認定医として登録され、関節や術式の区分はありません。

Q5：申請に特例措置があると聞きましたが、どのようなものですか。

A5：本認定制度発足後2年間に限り、通常より少ない症例数、研修・業績で申請できる措置です。日本人工関節学会認定医制度細則第14条に記載があります。

2. 応募資格について

Q1：申請時に日本人工関節学会会員であり、連続5年以上正会員であることとありますが、今年応募する場合は、2015年度から入会していれば資格はありますか。

A1：申請時に5年以上正会員継続が条件のため、2014年8月までに正会員になっていることが必要です。

Q2：申請時に日本人工関節登録制度または日本整形外科学会手術症例データベース（以下、JOANR）に登録していることとありますが、今年から登録制度に登録しましたが、資格はありますか。

A2：申請時に既に登録されていれば資格はあります。

3. 提出物について

Q1：申請症例総表に記載する症例は股関節、膝関節それぞれ50関節必要ですか。

A1：いいえ。全ての術式の合計が50関節あれば申請できます。

Q2：研修・業績集計表の申請単位として合計30単位以上必要とされていますが、研修、業績の各々で必須単位数は決まっていますか。

A2 : 学会参加は 12 単位，学会指定講演の聴講は 10 単位を必須とします。しかし，業績の必須単位数はありません。上記 22 単位以外の 8 単位以上を研修，業績でどのように組み合わせても構いません。

Q3 : 学会発表単位はどの学会における発表でも申請できますか。

A3 : いいえ。日本人工関節学会における発表に限り申請できます。ただし，発表した内容を投稿した場合，発表か論文投稿かどちらかの単位しか申請できません。

Q4 : 日本人工関節学会誌に投稿した論文で単位申請できますか。

A4 : いいえ。日本人工関節学会誌を含め，peer-review を行わない雑誌への投稿論文は単位申請できません。

Q5 : 学会参加は，参加章および参加章のコピーを添付することとありますが，参加章などが残っていない場合は，どのようにすればよろしいでしょうか？

A5 : 参加したことが証明できるものがが必要です。参加した学会において筆頭演者であれば抄録で確認できます。もしくは日本人工関節学会誌に掲載されている場合も同様に確認できます。抄録部分もしくは掲載論文をご自身でコピーし添付することで代用可能です。その旨を必ず記載ください。

Q5 : 学会発表は，抄録集の表紙および抄録本文のコピーを添付することとありますが，抄録集などが残っていない場合は，どのようにすればよろしいでしょうか？

A5 : 日本人工関節学会誌に投稿している場合，前回の学会に参加したことと考えることができます。投稿部分の論文コピー提出で学会発表したことに代用可能です。その旨を必ず記載ください。

Q6 : 申請症例は，人工関節登録制度または JOANR に登録した症例のみとする。登録フォーム 1 のコピーまたは UMIN または JOANR の症例一覧からプリントアウトして添付することとありますが，登録フォーム 1 を郵送しているため，原本がありませんが，どうしたらよいですか。

A6 : UMIN または JOANR の症例一覧からプリントアウトして添付してください。

Q7 : 申請症例は，人工関節登録制度 UMIN の症例一覧からプリントアウトして添付することとありますが，施設を異動しているため，UMIN の症例を使用することができませんが，どうしたらよいですか。

A7 : 異動前の施設の方にご依頼するなどして入手することが必要になります。

4. 登録施設について

Q1：日本人工関節登録制度加盟施設で手術した症例を申請しますが、現在登録施設でない場合、どうなりますか。

A1：日本人工関節学会認定医制度細則第5条（3）に記載があるように、申請時において日本人工関節登録制度参加施設またはJOANR（日本整形外科学会手術症例登録データベース）参加施設に在籍していることが必要です。現在の施設を登録していただく必要があります。